

熊本県公報

第 1 0 8 8 7 号
平成 14 年 9 月 13 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
漁船保険義務加入の同意の承認	(漁政課) 1
公有水面埋立しゅん功認可	(漁港課) 1
公有水面埋立免許の出願	(") 2
軽油引取税にかかる特約業者の指定の取消し	(税務課) 3
生活保護法による介護機関の指定	(医務福祉課) 3
生活保護法による指定介護機関の廃止	(") 4
漁船保険義務加入に係る加入区の指定の変更	(漁政課) 4
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課) 4
"	(") 5
"	(") 5
道路の区域変更	(道路維持課) 5
"	(") 6
道路の供用開始	(") 6
"	(") 7
公 告	
開発行為に関する工事の完了	(建築課) 7
"	(") 7
土地改良区役員の住所変更	(農村計画課) 8
デザイン情報用システムリースに係る一般競争入札の実施	(工業振興課) 8
熊本都市計画都市高速鉄道の環境影響評価準備書の説明会	(都市計画課) 9
登 載 依 頼	
公共事業再評価監視委員会の開催	(公共事業再評価監視委員会) 10
公共的建築ユニバーサルデザイン指針策定委員会の開催	(公共的建築ユニバーサルデザイン指針策定委員会) 10

告 示

熊本県告示第 688 号

漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。)第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。)第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 10 年 9 月 14 日熊本県告示第 582 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 14 年 9 月 13 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

天草町加入区

熊本県告示第 689 号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日
平成 14 年 9 月 4 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び名称
天草郡有明町大字赤崎 3383 番地 有明町
- 3 埋立区域
(1) 位置
天草郡有明町大字小島子字春葉山 1364 の 4、1366 の 2 及び 1366 の 5 地先並びに同 1366 の 5、字古城 1370 の 1、1369、1439 及び 1440 の 2 に隣接介在する道路及び水路

地先の公有水面

(2) 区域

次の の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ平成 10 年春分の日における満潮位 (DL = +3.94 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 島子港 1 号防波堤灯台 (北緯 32 度 28 分 19.7 秒、東経 130 度 15 分 14.5 秒) から 70 度 01 分 58 秒 2,118.580 メートルの地点

の地点	の地点から 237 度 22 分 33 秒	9.656 メートルの地点
の地点	の地点から 143 度 11 分 50 秒	2.390 メートルの地点
の地点	の地点から 235 度 37 分 21 秒	30.198 メートルの地点
の地点	の地点から 143 度 27 分 45 秒	11.900 メートルの地点
の地点	の地点から 53 度 27 分 45 秒	0.600 メートルの地点
の地点	の地点から 143 度 27 分 45 秒	30.000 メートルの地点
の地点	の地点から 233 度 27 分 45 秒	3.000 メートルの地点
の地点	の地点から 143 度 27 分 45 秒	22.000 メートルの地点
の地点	の地点から 233 度 27 分 45 秒	0.380 メートルの地点
の地点	の地点から 143 度 27 分 45 秒	9.925 メートルの地点

(3) 面積

2,301.12 平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに有明町建設課

熊本県告示第 690 号

公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づき公有水面埋立ての出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 出願者の住所及び氏名

宇土郡不知火町大字高良 2273 の 1 松合漁港海岸管理者 不知火町長

2 埋立区域

(1) 位置

宇土郡不知火町大字松合字和田原 1863 の 1 並びに字和田原 (1853 の 3+1853 の 9+1864 の 1+1864 の 2+1865 の 1+1865 の 3+1865 の 4+1865 の 5)、1865 の 6、1865 の 7、1865 の 8、1865 の 9、1865 の 10、1865 の 11、1865 の 12、1865 の 13、1865 の 14、1865 の 14 及び 1912 の 1 に介在する無番地並びに 1912 の 1 に隣接する無番地 (道路) 地先公有水面

(2) 区域

次の 1 の地点から 6 の地点までを順次直線で結んだ線及び 6 の地点と 1 の地点とを結ぶ平成 14 年春分の日における満潮位 (D.L.+4.12 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1 の地点	基準点松合四等三角点 (北緯 32 度 37 分 41 秒、東経 130 度 36 分 48 秒) から 237 度 52 分 48 秒	775.95 メートルの地点
2 の地点	1 の地点から 53 度 07 分 42 秒	10.17 メートルの地点
3 の地点	2 の地点から 324 度 00 分 28 秒	7.76 メートルの地点
4 の地点	3 の地点から 8 度 38 分 08 秒	80.10 メートルの地点
5 の地点	4 の地点から 33 度 12 分 59 秒	20.00 メートルの地点
6 の地点	5 の地点から 269 度 56 分 21 秒	4.81 メートルの地点

(3) 面積

1,864.58 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宇土郡不知火町大字松合字和田原 1863 の 1 地先、字和田原 (1853 の 3+1853 の 9+1864 の 1+1864 の 2+1865 の 1+1865 の 3+1865 の 4+1865 の 5)、1865 の 6、1865 の 7、1865 の 8、1865 の 9、1865 の 10、1865 の 11、1865 の 12、1865 の 13、1865 の 14、1865 の 14 及び 1912 の 1 に介在する無番地並びに 1912 の 1 に隣接する無番地 (道路) 地内及び地先並びに字和田原 1865 の 14、1865 の 14 及び 1912 の 1 に介在する無番地並びに 1912 の 1 に隣接する無番地 (道路)、1865 の 14 及び 1912 の 1 に介在する無番地並びに 1912 の 1 に隣接する無番地 (道路) 地内及び地先公有水面

(2) 区域

次の A の地点から E の地点までを順次直線で結んだ線、E の地点と 6 の地点を直線で結んだ線、6 の地点から 11 の地点までを順次直線で結んだ線、11 の地点と F の

地点を直線で結んだ線、F の地点から N の地点までを順次直線で結んだ線及び N の地点と A の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

A の地点	基準点松合四等三角点（北緯 32 度 37 分 41 秒、東経 130 度 36 分 48 秒）から 236 度 52 分 04 秒 759.95 メートルの地点	
B の地点	A の地点から 324 度 00 分 27 秒	20.34 メートルの地点
C の地点	B の地点から 8 度 38 分 40 秒	76.96 メートルの地点
D の地点	C の地点から 33 度 13 分 12 秒	27.90 メートルの地点
E の地点	D の地点から 271 度 10 分 20 秒	14.49 メートルの地点
6 の地点	E の地点から 173 度 37 分 57 秒	5.04 メートルの地点
7 の地点	6 の地点から 250 度 09 分 15 秒	15.53 メートルの地点
8 の地点	7 の地点から 222 度 05 分 51 秒	2.24 メートルの地点
9 の地点	8 の地点から 215 度 34 分 31 秒	3.28 メートルの地点
10 の地点	9 の地点から 203 度 04 分 34 秒	3.29 メートルの地点
11 の地点	10 の地点から 203 度 04 分 26 秒	2.14 メートルの地点
F の地点	11 の地点から 270 度 16 分 57 秒	8.27 メートルの地点
G の地点	F の地点から 183 度 20 分 50 秒	5.72 メートルの地点
H の地点	G の地点から 192 度 09 分 12 秒	10.92 メートルの地点
I の地点	H の地点から 190 度 20 分 13 秒	45.61 メートルの地点
J の地点	I の地点から 183 度 31 分 28 秒	22.37 メートルの地点
K の地点	J の地点から 175 度 21 分 10 秒	8.56 メートルの地点
L の地点	K の地点から 191 度 16 分 25 秒	5.27 メートルの地点
M の地点	L の地点から 204 度 52 分 00 秒	4.89 メートルの地点
N の地点	M の地点から 135 度 47 分 53 秒	21.70 メートルの地点

(3) 面積

3,642.58 平方メートル

- 4 埋立地の用途
海岸保全施設用地（護岸敷）
公用・公共用施設用地
- 5 関係書類の縦覧場所
熊本県林務水産部漁港課及び不知火町建設課
- 6 縦覧期間
告示の日から起算して 3 週間

熊本県告示第 691 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社 村上石油	村上絹代	熊本市龍田八丁目 14 番 79 号	平成 14 年 8 月 1 日

熊本県告示第 692 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 訪問介護 〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社在宅センターかぐや姫 下益城郡城南町大字東阿高 1487-3	有限会社かぐや姫 下益城郡城南町大字東阿高 1487-3	平成 14 年 7 月 25 日
ホームヘルパーステーションくらら 下益城郡松橋町松橋 1930-4	有限会社くらら訪問介護センター 下益城郡松橋町松橋 1930-4	平成 14 年 7 月 22 日

〔 訪問リハビリテーション 〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
こんどう整形外科医院 球磨郡免田町甲 2791	医療法人藤風会こんどう整形外科 球磨郡免田町甲 2791	平成 13 年 11 月 1 日